

会 議 記 録

次の協議会を次のとおり開催した。

協議会名称	横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会				
開催日時	令和元年11月15日(金) 14:00 ~ 15:20				
開催場所	葉山町福祉文化会館 1階大会議室				
出席者 ※会長等◎ 副会長等○	欠席	山口 忠夫		鈴木 正志	○ 古谷 久乃
	欠席	山ノ上 喜一郎		堀井 久章	内田 章子
		高津 恵一		伊藤 伊豆男	須田 正二
		笹谷 月慧		成田 慎一	中野 正和
		荒井 武男	◎	加藤 智史	仲野 美幸
	欠席	浅羽 昭子	欠席	樽井 彰子	市川 壽一
		菊池 尚	欠席	小松 実	佐藤 弘朗
		大杉 恭子	代理	小泉 伸介	代理 長島 圭太
※傍聴者 0名					
次回開催予定日	令和2年2月7日(金)				
問い合わせ先	所属名、担当者名 葉山町福祉部福祉課 関 口、板 倉 電話番号 046-876-1111 (内線231) メールアドレス kourei-fukusi@hayama.kanagawa.jp				
会議記録	発言記録 ・ 要約		要約した理由		
内容	<p>●開会・委員の委嘱等 (事務局長) それでは、定刻になりましたので、ただいまから、令和元年度 第2回 横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会を開催させていただきます。本日はご多忙のなか、ご出席いただき、ありがとうございます。 私は本日、進行を務めさせていただきます事務局長の葉山町 福祉課長鹿島でございます。 よろしく願いいたします。着座にてご説明させていただきたいと思っております。失礼いたします。</p> <p>●協議会の成立要件 (事務局長) 本日の協議会ですが、定員24名のところ19名の委員の皆様ご出席をいただいております。 設置要綱第8条第1項により、委員の過半数の出席が確認できておりますので、協議会が成立していることをまずご報告をさせていただきます。 なお、横須賀市民生委員児童委員協議会副会長・山口委員、鎌倉</p>				

市民生委員児童委員協議会会長・山ノ上委員、横須賀市障害者団体連絡協議会副会長浅羽委員、かまくら地域介護支援機構理事長樽井委員、神奈川県個人タクシー協会理事長・小松委員からは事前に欠席の旨、ご連絡をいただいておりますので、ご紹介をさせていただきます。

また設置要綱第5条第1項第2号カの規定により選出されております国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局 首席運輸企画専門官 小泉委員につきましては、本日は設置要綱第8条第4項の規定による代理の田中様にご出席いただいております。

同じく、第2号キの規定により、選出いただいております、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長長島委員につきましては、本日は代理で神野様にご出席をいただいておりますので、ご紹介をさせていただきます。それでは、設置要綱第6条第3項の規定によりまして、以後の進行は会長のほうにお願いしたいと思っておりますので、会長よろしくお願いたします。

(会 長)

あらためまして、皆さんこんにちは。
葉山町までお越しいただき本当にありがとうございます。本協議会の会長を拝命いたしております。葉山町社会福祉協議会の事務局長をしております加藤と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。失礼させていただきます。着座にて進行させていただきます。

会議の進行につきましては、よろしくご協力お願い申し上げます。これ以降、失礼ながら着座のまま進めさせていただきます。さっそくではありますが、次第に沿って会議を進行させていただきます。

●会議の傍聴及び公開について

(会 長)

本日傍聴の方はお越しになりませんでしたので、傍聴者なしで会議を進めたいと思っております。

協議会の議事は、原則公開とされております。会議記録は、会議及び会議記録の公開に関する取扱要領第5条により会議終了後に審議速報及び会議記録を公開することとなっております。そのため、本協議会では、会議記録作成のために録音させていただきます。

発言は必ずマイクでよろしくお願い申し上げます。

●会議の進め方及び今後の予定について

(会 長)

次に、本日の会議の進め方、及び今後の予定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、まず、本日配付いたしました資料について、確認させていただきます。

本日、席上に配付しておりますのは、次第、委員名簿、横須賀市の更新のP58、P107の差し替え「社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会」様の分ともう一点新規でございます。

「NPO法人湘南クリエイティブサービス」さんの役員名簿がございます。それと逗子市更新のP33、P37、P66、P107の差し替え「特定非営利活動法人ワーカーズコレクティブくるまやさん」の資料となっております。

(事務局)

以上漏れ等がございましたら、お知らせくださいませ。
続きまして、本日の会議の進め方及び今後の予定について、ご説明します。

本日は、合意を要する協議事項といたしまして、新規申請が1件、更新の申請が3件と変更の申請が5件ございます。

更新の申請3件中2件は書面協議、1件は変更申請の協議が整った後の協議となります。

次に、協議会の合意を要しない報告事項といたしまして、軽微な変更について鎌倉市4件、逗子市1件の報告をさせていただきます。

次に、その他報告事項があります。

また、今後の予定ですが、協議会は年3回を考えており、次回は2月7日午後2時からの開催を予定しております。

それ以外の開催は、特別な事情に限り、別途検討することとします。事務局からは以上です。

(会長)

ありがとうございました。
ただいま説明のありました会議の進め方及び今後の予定については、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(会長)

ありがとうございます。
それでは、本日の会議の進め方及び今年度の会議開催の予定については、ただ今、事務局から説明があったとおり、行ってまいります。

●議題(1) 申請書の協議について

(会長)

それでは、「次第4・議題」の申請書の協議について[自家用有償旅客運送 新規登録申請]について、に移ります。

横須賀市の「特定非営利活動法人 湘南クリエイティブサービス」の方、また横須賀市事務局の方は説明席に、ご着席お願いいたします。

(説明席に移動後)

(会長)

新規登録の申請について事務局からご説明をお願いします。

(横須賀事務局)

横須賀市事務局の桂です。よろしくお願ひいたします。
湘南クリエイティブサービス高柳と申します。よろしくお願ひいたします。

着座にて説明をさせていただきます。

横須賀市の特定非営利活動法人 湘南クリエイティブサービスの「新規登録申請」について、説明いたします。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、本日資料の差し替えがございましたので、説明いたします。16ページの資料4「役員等名簿」ですが、理事1名が11月1日付けで交代となりましたので、最新の名簿をお配りさせていただきました。

では、協議資料の2枚目「新規登録申請の概要」をご覧ください。概要に沿って説明させていただきます。

運送の主体は、特定非営利活動法人 湘南クリエイティブサービスで、代表者は、田中徹郎氏です。主たる事務所の所在地は、横須賀市小川町13-3 なかむら不動産ビル5階です。

定款・登記事項証明等につきましては、添付した書類のとおりとなります。

次に、運送の区域は、横須賀市、三浦市、逗子市、葉山町です。次に、旅客から収受する対価ですが、運送の対価は、初乗りから10kmまで350円、11km以上1km毎に200円が加算され、運送の対価以外の対価に関しましては、迎車料金が5kmまで150円、6km以上は一律200円、また、利用者の都合により車両を待機させた場合に待機料金が1,000円となっております。

複数乗車の有無は、無しです。

次に、運送しようとする旅客の範囲ですが、添付した資料のとおりとなります。利用者につきましては、7名を予定しております。

次に、法令遵守ですが、当該法人の役員全員、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓しており、宣誓書を添付しております。ご覧ください。

次に、使用車両台数ですが、福祉車両が2台、セダン型等一般車両が2台の計4台となっております。なお、すべて自社所有のため、契約関係はございません。

次に、運転者ですが、運転者は3名、うち、第二種免許取得者は2人、講習受講の状況ですが、運転者1人が、かながわ福祉移動サービスネットワーク主催の「福祉有償運送運転者代替講習」を修了しており、講習の修了を確認できる資料を添付しております。

次に、運行管理・整備管理の体制、事故処理連絡体制、苦情対応体制については、それぞれ運行管理マニュアルにより、適切な管理や整備等を行ってまいります。

最後になりますが、損害賠償措置につきましては、保険証書の写しを添付しており、適切な措置が取られております。

以上のとおりでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(会 長)

ありがとうございました。ただ今の横須賀市の事務局の方から「特定非営利活動法人 湘南クリエイティブサービス」の新規登録の申請につきまして、説明がございました。本件につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

(市川委員)

三つほど確認させていただきたいと思います。一つ目に13ページの全部事項証明書の主たる事務所が逗子市桜山になっておりますけれども、今のご説明では横須賀市小川町ということだったので、このへんのご説明をお願いしたいと思います。

二点目に定款のほうは、まだ役員の変更等がされていないと思いますけれども、これは今どういう状況になっているかを確認させていただきたいと思います。

三点目に23ページの車両580ゆ2454という車両は、この資料では提出時の車検証だと思えますけれども、有効期限切れとなっておりますので、現在これは、今日差し替え資料等はなかったのですけれども、どうなっているかの確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(会 長)

ありがとうございました。ただいま事務所の件、定款の件、車両の件三つご質問がでておりますので、ご回答のほうよろしくお願いいたします。

(横須賀市事務局)

一番目の定款の件なんです、それは逗子の本社のほうで、確認をとってみます。
変わっていることと思いますが、ちょっと確認をとらせていただきたいと思います。二番目・・・
基本的に事業所が何か所かございまして、一応総務的なことを逗子の本社で行っております。今回の申請は横須賀事業所ということで、申請をさせていただきます。
三番目の車両の2454という車両ですが、現在も車検をとっている状態で新しい車検証の差し替えをさせていただければと思います。

(会 長)

はい、ありがとうございました。いかがでしょうか。
よろしいでしょうか。
他にご質問等ございますでしょうか。

(菊池委員)

新規の登録申請ということなので、あえて申し上げさせてもらいます。
たびたび申し上げていることなので、聞いている方はまたかと思われるかもしれませんが、一応お断りしておきますが、運行管理体制なんです、車が4台4両でドライバーさんが3名ではじめられるということですが、運行管理体制に名前のある方が、運行管理者、事故処理係、苦情処理係、担当者、すべてドライバーさん。ですので、これだと事故があったとき、どういう対応をするのか、苦情が入ったときに、ドライバーさんが運転しながら、携帯でお話をされるのか。という話になっちゃうんですね。台数が少ないし、人数も少ないから、これじゃいけないということにはなっていないんですけど、現実運用面を考えると、どうなのかなというのがあります。
先ほど、本部、総務というお言葉がありましたし、NPOの団体さんには役員さんが何人かお名前を連ねておりますので、次回更新時までには、運転管理体制をドライバーさんすべて兼任ではなくて、ドライバーさん兼任じゃないかとも用意されたほうが、現実のお仕事がうまくいきますし、万が一の時に対応ができるかと思っています。意見でございます。
よろしく願いいたします。

(会 長)

ありがとうございました。
今ご意見ということで、お伺いしましたけれど、よろしいでしょうか。

(湘南クリエイティブサービス)

そのように次回の更新の時には、必ずそのようにさせていただきます。

(会 長)

菊池委員よろしいでしょうか。
他にございますでしょうか。

それでは、「特定非営利活動法人 湘南クリエイティブサービス」の新規登録の申請につきましては、協議が整ったということでよろしいでしょうか

(異議なしの声)

(会 長)

ありがとうございます。
それでは、「特定非営利活動法人 湘南クリエイティブサービス」の方ありがとうございました。退席して頂いて結構でございます。横須賀市の事務局の方は元の席にお戻りください。

(会 長)

続きまして、[自家用有償旅客運送 更新登録申請]について、に移ります。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

今回の更新登録の申請は、登録事項に変更の無い2件と変更の有る1件でございます。変更の有る1件は後ほど協議となります。変更の無い2件につきましては、設置要綱第9条第2項第2号の規定により、委員の皆様、事前に書面表決をお願いしていたものです。1件目横須賀市の「社会福祉法人 横須賀市社会福祉協議会」につきましては、全員の委員様から表決書が揃い御承認いただきましたので、協議が整ったことをご報告いたします。なお58ページの契約書に不備があり本日差し替え分を配付させていただきます。

(事務局)

次に、鎌倉市の「特定非営利活動法人 暮らしいきいきサポートの会かながわ」について、ご説明します。全ての委員様から表決書が揃い御承認いただきましたので、協議が整ったことをご報告いたします。内容につきましては、委員お一人様、大型車について質問がございましたが、追加資料を郵送済みとなっております。

(会 長)

ありがとうございました、変更のある更新は後ほどといたしまして、申請書の協議についての3項目の変更申請「旅客から収受する対価の変更」について5件の内1件目に移りたいと思います。それでは「特定非営利活動法人くろふね」の方説明席に、ご着席をお願いします。

(説明席に移動後)

(会 長)

事務局からよろしくをお願いします。

(横須賀市事務局)

横須賀市介護保険課の松本と申します。非営利活動法人くろふねの若林と申します。本日はよろしくお願ひいたします。では、着座にて説明させていただきます。

(会 長)

それでは、変更登録の申請について、事務局からご説明お願ひいたします。

(横須賀市事務局)

特定非営利活動法人くろふねの「旅客から収受する対価の変更」について、ご説明いたします。まず、運送の対価ですが、現在時間制により15分500円を収受しておりますが、それを時間制により15分550円に変更するものです。

設定に当たっては、3年前まで非課税法人であったため消費税分はとっておりませんでした。2年前から課税事業者になりま

して、今まで利用料に消費税分を添加しておりませんでした。今回の消費税増税にあたり消費税分10%を添加するため、今回、変更の申請をお願いするものです。

運送の対価以外の対価につきましては、待機料、は現在15分300円を収受しておりますが、それを15分500円に変更するものです。

設定に当たりましては、最低賃金の値上げと消費税増税によるその他経費が増加するため、今回、変更の申請をお願いするものです。

以上のとおりでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(会 長)

ありがとうございました。ただ今の横須賀市の事務局の方から「特定非営利活動法人 くろふね」の変更登録の申請につきまして、説明がございました。本件につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

(会 長)

よろしいでしょうか。

それでは、「特定非営利活動法人くろふね」の変更登録の申請につきましては、協議が整ったということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(会 長)

ありがとうございます。

それでは、「特定非営利活動法人 くろふね」の方、ありがとうございました。退席して頂いて結構でございます。

続きまして、「旅客から収受する対価の変更」についての2件目に移ります。それでは「特定非営利活動法人ニコニコ介護」の方説明席にご着席をお願いします。

(説明席に移動後)

(横須賀市事務局)

引き続き着座にて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(会 長)

変更登録の申請について事務局からご説明をお願いします。

(横須賀市事務局)

特定非営利活動法人ニコニコ介護の「旅客から収受する対価の変更」について、ご説明いたします。まず、運送の対価ですが、現在時間制により15分500円を収受しておりますが、それを時間制により15分510円に変更するものです。

設定に当たりましては、今回の消費税増税に伴うもので今まで100分の108でとっていたものを100分の110にするため、となっております。

今回、変更の申請をお願いするものです。運送の対価以外の対価につきましては、今回変更はございません。

以上のとおりでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(会 長)

ありがとうございました。ただ今、横須賀市の事務局の方から「特

定非営利活動法人「ニコニコ介護」の変更登録の申請につきまして、ご説明がございました。本件につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

(会 長)

よろしいでしょうか。
それでは、「特定非営利活動法人ニコニコ介護」の変更登録の申請につきまして、協議が整ったということですのでよろしいでしょうか。
(異議なしの声)

(会 長)

ありがとうございます。
それでは、「特定非営利活動法人ニコニコ介護」の方、ありがとうございました。退席して頂いて結構です。横須賀市の事務局の方は元の席にお戻りください。
続きまして、「旅客から収受する対価の変更」についての3件目に移ります。

(会 長)

それでは、「福祉クラブ生活協同組合 移動サービスワーカーズ コレクティブ らら・むーぶ・かまくら」の方、また鎌倉市事務局の方は説明席に、ご着席をお願いします。
(説明席に移動後)

(鎌倉市事務局)

鎌倉市高齢者いきいき課的場と申します。同じく鎌倉市高齢者いきいき課木村と申します。
ららむーぶ鎌倉菊地と申します。よろしくお願ひいたします。
それでは、着座で説明をさせていただきます。

(会 長)

それでは、変更登録の申請について事務局からご説明をお願いいたします。

(鎌倉市事務局)

鎌倉市から、福祉クラブ生活協同組合 移動サービスワーカーズ コレクティブ らら・むーぶ・かまくらの「旅客から収受する対価の変更」について、ご説明いたします。
変更は、10月1日から消費税率が10%に改定となったことに伴うものでありまして、まず、運送の対価については、1kmあたり100円に変更はないものですが、運送の対価以外の対価につきましては、順に乗降介助料を現在の1,080円から1,100円に、30分ごとの付き添い介助料金を現在の540円から550円に、30分ごとの時間外介助料金を現在の270円から280円にそれぞれ変更するものです。
なお、迎車回送料金については、現在の300円に変更ありません。以上のとおりとなります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(会 長)

ありがとうございました。ただ今の鎌倉市の事務局の方から「福祉クラブ生活協同組合 移動サービスワーカーズコレクテ

イブ らら・むーぶ・かまくら」の変更登録の申請につきまして、ご説明がございました。本件につきまして、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(会 長)

それでは、「福祉クラブ生活協同組合 移動サービスワーカーズ コレクティブ らら・むーぶ・かまくら」の変更登録の申請につきましては、協議が整ったということによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(会 長)

ありがとうございます。
それでは、「福祉クラブ生活協同組合 移動サービスワーカーズ コレクティブ らら・むーぶ・かまくら」の方、ありがとうございます。退席して頂いて結構でございます。
続きまして、「旅客から収受する対価の変更」についての4件目に移ります。

それでは、「福祉クラブ生活協同組合 移動サービスワーカーズ コレクティブ らら・むーぶ・逗子葉山」の方、ご着席をお願いします。

(説明席に移動後)

(会 長)

それでは、変更登録の申請について事務局からご説明をお願いします。

(鎌倉市事務局)

引続き、鎌倉市から、福祉クラブ生活協同組合 移動サービスワーカーズコレクティブらら・むーぶ・逗子葉山の「旅客から収受する対価の変更」について、ご説明いたします。

同じく変更は、消費税率が10%に改定となったことに伴うものです。

内容、資料ともに同一となりまして、繰り返しとなりますが、説明させていただきます。

まず、運送の対価については、1kmあたり100円で変更はないものですが、運送の対価以外の対価につきましては、順に乗降介助料を現在の1,080円から1,100円、30分ごとの付き添い介助料金を現在の540円から550円に、30分ごとの時間外介助料金を現在の270円から280円にそれぞれ変更するものです。

なお、迎車回送料金については、現在の300円で変更はありません。

以上のとおりとなります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(会 長)

ありがとうございました。ただ今の鎌倉市の事務局の方から「福祉クラブ生活協同組合 移動サービスワーカーズコレクティブ らら・むーぶ・逗子葉山」の変更登録の申請につきまして、説明がございました。本件につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

(会 長)

それでは、「福祉クラブ生活協同組合 移動サービスワーカーズ コレクティブ らら・むーぶ・逗子葉山」の変更登録の申請につきましては協議が整ったということによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(会 長)

ありがとうございます。
それでは、「福祉クラブ生活協同組合 移動サービスワーカーズ
コレクティブ らら・むーぶ・逗子葉山」の方、ありがとうございます。
退席して頂いて結構でございます。鎌倉市事務局の方は元の席にお戻りください。
続きまして、「旅客から収受する対価の変更」についての5件目
と更新登録の3件目を併せての協議に移らせていただきます。配
付資料は通常の並び順ですので、更新と変更が分かれていますの
で、ご注意ください。
それでは、「特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブく
るまやさん」の方、また逗子市事務局の方は説明席に、ご着席お
願い申し上げます。

(説明席に移動後)

(逗子市事務局)

逗子市高齢介護課日高と申します。よろしくお願ひします。
特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブくるまやさん
小矢と申します。同じくくるまやさんの越川と申します。
よろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

(会 長)

それでは、変更登録と更新登録の申請について事務局からご説
明をお願いします。

(逗子市事務局)

事務局から説明させていただきます。
逗子市特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブくるまやさん
の旅客から収受する対価の変更、続けて更新登録申請につい
て、ご説明をさせていただきます。
本来でしたら更新申請、それから変更案件の順番で説明となる
ところですが、令和2年4月1日から対価を変更をし、変更後の対
価をもって、4月17日から更新となるため、変更案件から進め
させていただきます。
今回、まず変更の資料をご覧ください。今回2019年9月9日付にて
特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブくるまやさんか
ら、1件の旅客から収受する対価の変更に関する届出をいただい
ております。こちらが変更できずに、前回誤りがあったため、前
回の振返りで取下げさせていただいたものですが、内容を改め
て、見直しをはかりまして今回再度提出させていただきました。
法定期日は2020年、令和元年4月1日です。
それでは、ご説明します。
旅客から収受する対価ですが、運送の対価は1キロ当り100円を
収受しておりますが、それを110円に変更するものです。運送の
対価以外の対価につきましては、乗降介護料金が現行で、1,000
円を1,100円に待機料金が15分あたり、250円を270円に添乗料金
につきましては、1時間あたり1,000円を1,100円に、以降15分ご
と250円加算を270円加算に変更しているものです。
なお、参考として、こちらのほう掲載してありますのは、付き添
い介助料金を15分あたり250円を270円に変更するものです。
福祉車両リフト対応は1回あたり500円に変更はございません。
こちらの料金設定にあたりましては、事業者さんのほうに、令和
2年度から消費税の納税義務が新たに生じることに伴いまして、
令和2年4月以降の対価につきましては、消費税分を加えた料金を変
更するものです。
については、宜しくお願ひいたします。

(会 長)

ありがとうございました。ただ今の特定非営利活動法人「ワーカーズ・コレクティブくるまやさん」の変更と更新登録の申請につきまして、説明がございました。
失礼しました。変更についてのご説明がございました。
本件につきまして、ご質問等ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。ありがとうございます。
続きまして、更新登録につきまして、ご説明のほうお願いいたします。

(逗子市事務局)

続きまして、更新登録申請について、ご説明させていただきます。
まず、本日席上に配付させていただきました差し替えの資料について、ご説明させていただきます。
今回4件の差し替えがございます。まず事前配付させていただいた車検証のうち、資料33ページ77番、資料37ページ577番につきましては、本日時点で、すでに有効期間が満了していることから、新たな車検証を本日配付させていただきましたので、差し替えよろしくお願いいたします。
また66ページ福祉有償運送に係る自家用自動車の提供と使用に関する契約書について、第1条趣旨のところがございますが、自家用自動車年式について、平成19年式から22年式に修正しておりますが、訂正印がなかったため、今回お配りしたものに差し替えをお願いいたします。
最後に4点目なのですが、107ページカラーフィルダー横浜504ぬ1305の自動車保険の契約書に関しまして保険期間が満了となっておりますので、現行の保険期間が明記されているものを配付させていただきました。差し替えのほどよろしくお願いいたします。
では、更新登録申請についてご説明いたします。
運送の主体は特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブくるまやさんで、代表は小矢洋子氏です。主たる所在地は逗子市池子2丁目3番32号小掘ハイツ101です。定款、登記証明等につきましては、添付した書類のとおりでございます。現在の登録満了日は、令和2年、登録証では、平成32年となっておりますが、4月16日となっております。
次に運送の区域は、逗子市、葉山町、鎌倉市の一部、横須賀市の一部で、前回の更新時と変更はございません。次に旅客から収受する対価ですが、先ほどすすめさせていただきましたと、ご承認いただきましたとおり、資料には変更後の金額を掲載させていただいています。
あらためてお伝えいたしますと、1キロあたり110円、運送の対価以外の対価は待機料金が15分あたり270円、乗降介助料金が1回1,100円、添乗料金が1時間あたり1,100円以降15分ごと270円加算となります。
福祉車両リフト対応が1回あたり500円、付添介助料が15分あたり270円となっております。複数乗車はございません。次に運送しようとする旅客の範囲ですが、添付した資料のとおりとなっております。
現在登録利用者は142人となっております。なお事前にご質問いただきました、回答にありましたが、その他の障害を有する方の12名につきましては26ページ一覧に掲載してございます。質問のなかで、その他の方の人数が増えているのではないかとということございましたが、その件に関しましては、のちほど事業者くるまやさんのほうから、また詳しくご説明させていただきたいと思っております。
次に法令遵守ですが、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号

まで、いずれも該当しないことを宣誓いたしまして、宣誓書を添付しております。

次に使用者車両台数ですが、本日軽微な変更として、同法人から、2019年9月15日付の1件分を事前にお送りしておりますが、内容としましては、セダン型車両が1台増車となっております、現在では福祉車両が3台、セダン型車両が15台の計18台となっております。

所有車両は3台、持ち込み車両は15台となっております契約状況は、使用に関する契約が書面で行われています。

次に運転者のところですが、運転者は13名おり、うち第二種免許取得者はなし、講習受講の状況ですが、運転者13名がかながわ福祉移動サービスネットワークが主催する福祉有償運送運転者講習、セダン等運転者講習また訪問介護員2級過程を2名が終了しております、各講習の終了を確認できる資料を添付させていただいております。

次に運行管理、整備管理体制、事故処理連絡体制、苦情対応体制について、それぞれ運行管理マニュアルにより、適切な管理や整備等を行っております。

運行管理責任者につきましては、安全運転管理者証を、受領しております。

最後に損害賠償措置につきましては、保険証書の写しを添付しております、適切な処置がとられております。

以上でございますが、先ほどのところで、運送しようとする旅客の範囲のところ、詳しくご説明させていただきます。

前回事前にご質問いただきまして、その他の障害を有する方の人数が増えているということで、この方々は福祉有償運送に該当する方なんですか、とご質問いただきました。

こちらは福祉有償運送の該当者の方でございます。当該事業所の前回の更新のときは、その他の方は14名でしたが、今回の更新としましては12名と全体の人数としては減っております。

前回の更新時からは4名の方が新たにその他の対象となっておりますが、こちらはですね、利用者の希望を受けた際に自宅訪問し、総合事業の基本チェックリストを活用すると状態を確認したうえで、福祉有償に該当する方であるかを判断して決定するということでございます。

では前回の更新時から、新たに対象となられた4名の方について事業者くるまやさんのほうからご説明をさせていただきます。

(くるまやさん)

くるまやさん小矢です。

よろしく願いいたします。

別紙のところ、新たに前回の更新から新たに4名の方が、介護認定もしくはお手帳のない方ということで、ご契約をいただいております。

先ほど事務局の方からご説明いただきましたように、ご利用の申し込みがあった際は、ご説明を申し上げて、ご自宅のほうに訪問して、確認をさせていただくということで、ご契約にいたっております。

その際、チェックリストというのがございますので、基本チェックリストのほうで、チェックをまずさせていただいて、あとはどのような困難なことがあるかということも確認をさせていただいて、私どものほうで、ご利用いただけるという判断をさせていただいて、ご入会にいたっております。

前回の更新時以降で、ご入会をしていただいております9番の方不整脈から心不全を発症したのち、通院の時に、やすみやすみしか歩けなくなってしまったので、ぜひ利用したいということで、申し込みをいただきまして、実際に訪問をして、大変ですねとい

うことで、ご利用をしていただくようになりました。10番の方、右足の疾患で、歩けるときもありますけど、最寄の交通機関のところまで、かなり長い坂もございますし、なかなか難しいということで、チェックリストのところの運動関係のところの5項目のうち3項目までチェックはいるようですねということで、利用会員になっていただきました。11番の方は脳梗塞の後遺症ということでしたが、その後申請をされて、要介護1の認定を受けている方でございます。

12番の方、パーキンソンや脊柱管狭窄症ということで、通院はされているんですけど、なかなか申請のところまでは、まだいけないというところでしたが、ほぼほぼ筋肉もおち、つかまり立ち程度しかできないということで、私ども車椅子をお持ちして、乗降をしていただいているという状況ですので、利用会員に登録をさせていただきました。以上でございます。

(返子市事務局)

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会 長)

ありがとうございます。ただ今更新登録の申請について、ご説明がございました。

本件につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

(市川委員)

今ご説明いただきまして、よくわかったのですが、前回更新時に新規入会の方につきまして、福祉有償運送の条件に当てはまる方の入会に限るということ、誓約いただいていると思うんです。

それで、すでに当時10何名の方が入会しておりましたけれども、新たに4名の方が入会され、今ご説明がございました。パーキンソン病の方ですとか、今実際お話を伺っていて、いたしかたないところなのかなという、人情的にはそういう風に思っております。ただ一応この線引きとしては、基本的には要介護であったり、要支援であったりという方が福祉有償運送の対象になるということで決まっております。いま事務局の方が、こちらの12名が福祉有償運送の方ですというようなご説明がありましたが、それは間違っていると思うんです。チェックリストというお話がございました、チェックリストのうちの5項目のうち3項目といわれても、私どもには、まったくなんのことだかわかりません。

それで、そういう事業者さんごとのご判断の中でいたしかたなくやられるというのはわかりますが、基本的には対象となる方を有償運送していただきたい。というのが協議会として、私の意見です。前回やはり新規については、というお話があったにもかかわらず、やはり4名の方ということ、独自のチェックリストなるもので、判断をされて、今後も継続してやっていくおつもりなのか。その辺を改めてお聞きしたいのと、今回なぜ新規は基本的にはいれないんだよというお話があったにもかかわらず、4名の方を新規でご入会しているのかということの説明を今一度お願いできればと思います。

よろしくお願いいたします。

(会 長)

ありがとうございます。

それでは、ご説明のほうよろしくおねがいします。

(逗子市事務局)

基本チェックリストは独自のものではなくて、介護保険で使用しているチェックリストでございます。その中でチェックして判断をとらせていただいているという形です。

(くるまやさん)

前回ご指摘いただきまして、介護保険課のほうで、確認をさせていただいて、どこまでが、まだ介護認定を受けていない方でもご利用できるのかと確認をさせていただきましたときに、要支援にいく前のところで、チェックリストというのがありまして、そのチェックリストのところにかかる方は、要支援ではないんですけど、支援をしないといけないというのがあるので、そこにかかる方は大丈夫ですよと回答をいただきましたので、チェックリストを使用して大丈夫ですねということを確認して、会員になっていただいているという経緯がございます。

(市川委員)

そのお話はよくわかりまして、ならばしかたないんだろうなと思いますが、協議会としては、協議会の中で決められている福祉有償運送の、できる方の要件というのがあるのがあって、いままだチェックリストうんぬんというのは一切こちらの要件にのってきてないのが、現状だと思います。ですから、特例的にもし、そういう方をやっているのであれば、逗子市の方がいいといったのか、どちらの方が、ちょっとよくわかりませんが、いいといわれても協議会としてオーケーという訳にはいかないんだろうというふうに思います。

(会 長)

ありがとうございました。いかがでしょうか？

(逗子市事務局)

当初その辺その他の取扱いに関して、やり取りをされたということ私はそこまでの確認をしていなかったもので。

(須田委員)

くるまやさんにお聞きしたいんですけど、9番から12番というのは、市が介護保険上で認定した事業対象者ということなんですか。それとも法人が市のチェックリストを使って、独自に行ったということでしょうか。市が認定している事業対象者ではないんですか。介護保険上で。それならば福祉有償運送の対象者になっていると思うんですが。市が認定している福祉運送対象者。要支援レベルの。

(くるまやさん)

11番の方はのちに要介護1になっていらっしゃるもので、大丈夫だと思いますが。私どもがいただいたチェックリストで独自に逗子市としてということではない。

(会 長)

ということは、市の認定はされていないということ。チェックリストでくるまやさんのほうが独自で判断されたということでしょうか？
どうぞ、事務局の方。

(逗子市事務局)

現時点で市の認定を受けているかということまでは、把握はしてないんですが、そこまでしか今お答えはできません。

(市川委員)

活動を行われているなかで、そういうふうに行われていかれるのは、よくわかりますし、よその事業者さんでも、その他の方がいないわけではないと思います。
ですから、今回更新の協議会となっておりますが、前回同様特例として、認めるということに僕はしておいて事業者さんが前回極力新規は入れないんだというようなこととお話しをいただいたので、やはりそのような形で要件にあった方の有償運送をしていただくのが一番いいと思いますので、今後はそういった方向にやっていただきたいと思います。チェックリストでうんぬんというのは独自で活動されている中で考えられて、おそらく、それがもしかして、正しいのかもしれない。協議会としては、やはり決まっている要件のあった方の有償運送をしてもらわなければならないということがあるのは、ご理解をいただきたいと思います。ですから、次回にはなるべくそういうことがないようにしていただければと思います。よろしく願いいたします。

(会 長)

ありがとうございます。
今市川委員のほうから、今回は特例として、ということですけど、次回からは新たな新規は受け入れないという方向ですすめてもらいたい。というご意見が出ておりますが。
みなさんよろしいでしょうか。
この件について、他にご意見ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。
一部修正というか、特例で今回はこの方々を認め、次回新たに新規は受け入れないということで、協議が整ったと。

(鈴木委員)

今の新規は受け入れないということですが、今のお話ですと、要介護とか、市に認定された人を新規には受け入れないということですか。それではなくて、資格のある人は新規で受け入れて構わなくて、今独自でやられた判断で、やられたような方は受け入れないということでしょうか。

(会 長)

25ページを見ていただきますと、その他に該当する部分については、新規は受け入れないということ。
よろしいでしょうか。それでは、そのような条件で協議が整ったということで、よろしいでしょうかね。
それでは、「特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブくるまやさん」の方ありがとうございました。退席して頂いて結構でございます。
それでは逗子市事務局は元の席にお戻りください。

● 次第5 報告 変更届出書について (軽微変更)

(会 長)

続きまして、「次第5」の報告「変更届出書について[自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出等]」に移ります。
事務局から説明をお願いします。

(事務局)

変更届出書につきましては、協議会の合意を必要としない軽微な変更の報告になります。
事前に委員の皆さまに送付した資料、鎌倉市4件、逗子市1件についての、報告となります。

(会長)

それでは、鎌倉市、逗子市の順で、それぞれの事務局は、自席から、報告をお願いいたします。

(会長)

まず、鎌倉市の事務局の方、お願いいたします。

(鎌倉市事務局)

鎌倉市事務局から説明をさせていただきます。

まず、福祉クラブ生活協同組合 移動サービス ワーカーズコレクティブらら・むーぶ・かまくらにつきましては、令和元年7月24日付けの届出により、5ページ目のとおり、令和元年6月20日の変更で持込の普通車車両を14台から13台とし、1台減車したものでありまして、車両合計台数は19台から18台となっております。

続きまして、同じく、福祉クラブ生活協同組合 移動サービス ワーカーズコレクティブらら・むーぶ・かまくらにつきましては、令和元年9月20日付けの届出により、9ページ目のとおり、令和元年9月20日の変更で持込の普通車車両を13台から12台とし、1台減車したものでありまして、車両合計台数は18台から17台となっております。

続きまして、福祉クラブ生活協同組合 移動サービス ワーカーズコレクティブらら・むーぶ・逗子葉山につきましては、令和元年9月20日付けの届出により、運転者1名、持込車両1台の変更があったものです。変更をした日については、14ページ目にありますとおり、申し訳ございません、記載は平成31年となっておりますが、令和元年9月1日の変更でありまして、運転者が山中氏から圓福氏に変更となり、持込軽車両も変更となりました。

そのため、変更となりました資料につきましては、15ページに自動車検査証、16・17ページに自動車使用貸借契約書、18ページに運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿、19ページに講習修了証、20ページに損害賠償保険証の写しを提出し、変更について報告するものであります。

続きまして、特定非営利活動法人暮らしいきいきサポートの会かながわにつきましては、令和元年10月1日付けの届出により、26、27ページ目のとおり、平成30年8月30日の変更で持込の普通車車両が6台から4台とし、1台軽車両の合計2台減車したものでありまして、車両合計台数は、10台から8台となっております。

この軽微な変更につきましては、平成30年8月30日の変更であるため、本来、昨年度の運営協議会でご報告すべき事項でありましたが、事業者からの報告漏れとなっております。ご報告が本協議会となりましたこと、お詫び申し上げます。大変、申し訳ございませんでした。

鎌倉市からは以上となります。

(会長)

ありがとうございました。
この件について、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。
ご質問がないようでしたら、次に逗子市の事務局の方よろしくお
願いいたします。

(逗子市事務局)

逗子市の軽微な変更の届け出について、報告をいたします。
「特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブくるまやさん」から、1件の変更届け出をいただいております。
2019年9月15日付け、の届け出となっております。
この届け出により、持込みのセダンの台数が13台から1台増
車で14台になり、セダン等の合計台数は15台となっております。
なお、増車した車両の保険等については、添付書類ですべての
要件を満たしていることを確認しております。
以上でございます。

(会 長)

ありがとうございました。
この件につきまして、ご質問ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。
ご質問がないようでしたら、以上で「報告」を終了したいとおも
いますが、三浦市のほうから発言を求められています。三浦市の
事務局から説明をお願いいたします。

(三浦市事務局)

三浦市の事務局から、ご説明をさせていただきます。
平成30年度から登録をしております三浦市の事業所であります
「ぷらす介護センター」につきましては、第1回の協議会におい
て実績報告ができておりませんでしたので、事務局としまし
ても、第1回の協議会以降、引き続き連絡を行いまして、一度は当
時の担当者に運営状況について聞くことができた状況でござい
ます。
当時の状況としましては、平成30年度につきまして、実績はあ
りましたが、今年度になってからの実績はなく、すでに廃止状態
だったとのことでした。
担当者のほうからは、実績報告書、および廃止届についても、後
日提出するとの言葉がありましたので、しばらく様子を見ていま
したが、提出されない状況が続いていました。事務局としまし
ても、その後、再三連絡しましたが、全く連絡が取れない状況が続
いたため、事務局としましても、このままでは事務が進まない
ということから、事業所を訪れ現状を確認したところ、事業所は看
板も外されてしまいまして、何も残されていない状況でございま
した。
事業所としては、実質、廃止状態となっていることから、今後
の対応につきましては、運輸支局さんにもご助言をいただきまし
て、事務について調整をしていきたいと考えております。以上で
ございます。

(会 長)

ありがとうございました。
この件について、ご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(神奈川運輸支局 田中)

神奈川運輸支局の田中と申します。
三浦市さんの、再度確認なんですけれども、今お話しがありました団体者名をもう一度教えていただけないでしょうか。

(三浦市事務局)

ぷらす介護センターです。

(神奈川運輸支局 田中)

もう一点なんですけど、これは現状においても、実質廃止しているのではないかとこのところ、確認はできないですかね。

(三浦市事務局)

当時、一度以前の担当者と話をお伺いすることは出来たのですが、あまりその方も運営のほうに関わっていなかったということで、ただ実績報告書については出しますということだったので、その後全く連絡がとれない状況になってしまいまして、事業所についても、こちらのほうで訪問したんですけど、何も残っていない状況でした。

(神奈川運輸支局 田中)

はい、ありがとうございました。

(会 長)

他に、ご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ご質問がないようでしたら、以上で「報告」を終了いたします。

● 次第6 その他について

(会 長)

次に、「次第6」の「その他」に移ります。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、前回の協議会で山ノ上委員からご指摘のあった、県と運輸支局の委員の代理出席と委員の人選に関しては、事務局で調べたところ、県内の他の協議会では委員ご本人が出席されていることもあり、たまたま当協議会の日程が合わず代理職員となっているそうです。また人選については、その組織のご判断で決めることであり、相当の職責の方を充てるという意図があるものと理解しておりますので、協議会の委員構成は従前どおり進めさせていただきます。

二点目ですが、先ほど次回開催は2月7日と案内しましたが、前回協議時から変更のない更新申請のみの場合、書面協議のみとし会議の開催を行わないことがありますので予めご了承ください。事務局からはその他として以上の2点でございます。

(会 長)

はい、ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明がございましたが、いかがでしょうか。ご意見、ご質問等がございましたらよろしくお願いたします。

(会 長)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。
ご質問がないようでしたら、以上で「その他」を終了させていただきます。

● **閉 会**

(会 長)

以上で、本日の会議の案件は終了しました。事務局から何かございますでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。
今申し上げましたが、協議会を開催する場合は、2月7日（金）を予定しております。開催については、改めて正式に文書でご連絡いたしますのでご承知おきください。

(会 長)

以上をもちまして令和元年度第2回の運営協議会を終了させていただきます。
長時間にわたり、皆様のご協力をいただき、誠にありがとうございました。
これにて終了させていただきます。ありがとうございました。